

意見書案第1号

人道的観点から中東・パレスチナ情勢の改善及び二国家解決の実現に向けた外交努力を求める意見書の提出について

上記の議案を宗像市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和8年3月26日

宗像市議会議長 岡本 陽子 様

提出者 宗像市議会議員 三島 隆由
賛成者 宗像市議会議員 吉田 剛
宗像市議会議員 花田 哲司

提案理由

パレスチナ自治区ガザ地区の人道危機を改善し、イスラエルとパレスチナの二国家解決の実現に向けた外交努力を日本政府に求めるため、関係機関に意見書を提出するもの。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣

人道的観点から中東・パレスチナ情勢の改善及び二国家解決の実現に向けた
外交努力を求める意見書(案)

パレスチナ自治区ガザ地区及びヨルダン川西岸地区では、長期にわたる武力衝突と占領の影響により、現在も多くの民間人、とりわけ子どもたちが深刻な人道危機に直面している。2023年10月以降の戦闘の激化により多数の犠牲者が発生し、生活基盤や医療体制の崩壊、物資搬入の制限等により住民の生命と健康が脅かされていることは、国際社会共通の重大な課題である。

本問題は、長年にわたり解決に至っていない歴史的かつ構造的な課題であり、恒久的な平和の実現には、武力による対立の継続ではなく、国際法及び人権を基礎とした政治的解決が不可欠である。国際社会においては、イスラエルとパレスチナが共に主権国家として平和と安全のうちに共存する「二国家解決」が、現実的かつ持続可能な解決策として広く共有されている。

日本国憲法前文は「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有すること」を確認しており、我が国がこの理念に基づき国際社会の平和構築に寄与することは重要な責務である。

よって、日本政府に対し、下記の事項の取組について強く求める。

記

- 1 即時の停戦及び人道支援の確保に向け、国際社会と連携した積極的な外交努力を行うこと。
- 2 国際法及び国際人道法の遵守について、当事者双方に対し強く働きかけること。
- 3 二国家解決の実現に向け、国際情勢を踏まえつつ主体的かつ建設的な外交を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

福岡県宗像市議会議長 岡本 陽子